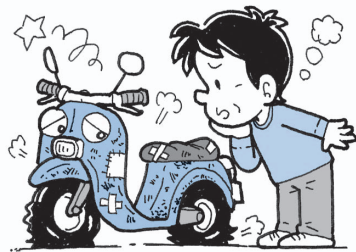


市民税課からのお知らせ

市民税課 ☎224-5637

廃車の手続きはお早めに

軽自動車や二輪車などは、4月1日を基準日として軽自動車税がかかります。廃車(登録を抹消)する場合は、基準日前までに市民税課(本庁舎2階)で手続きしてください。



■原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車

持ち物：ナンバープレート・印鑑・標識交付証明書
 なお、次の車種は各窓口で手続きしてください。

●二輪の軽自動車(125ccを超え250cc以下)・二輪の小型自動車(250ccを超える)

⇨関東運輸局埼玉運輸支局所沢自動車検査登録事務所(所沢市牛沼688-1)
 ☎050-5540-2029

●軽自動車(三輪・四輪)⇨軽自動車

⇨検査協会埼玉事務所所沢支所(三芳町北永井360-3) ☎258-8011

事業所税の申告を忘れずに

事業所税とは、都市環境の整備・改善に充てられる目的税です。事業を行う法人・個人で、市内の事業所などの床面積が1000㎡を超える場合、または市内の事業所の従業員数が100人を超える場合は、申告納税が必要です。

なお、床面積が800㎡を超え1000㎡以下の場合、または市内にある事業所の従業員数が80人を超え100人以下の場合は課税されませんが、申告の必要があります。

また、事業所用家屋の貸し付けをしている賃貸人の方は、「事業所用家屋貸付(異動)申告書」の提出をお願いします。

地球温暖化対策年次報告書に対する意見の募集

環境政策課 ☎224-5866
 ☎225-9800

市では「地球温暖化対策地域推進計画」の進捗よく状況を、年次報告書として公表しています。事業の推進と計画の見直しに反映させるため、同報告書に対する市民の皆さんからの意見や提案を募集します。

閲覧・募集期間：3月3日(月)～31日(月)
 閲覧場所：環境政策課(本庁舎5)

階)・出張所・公民館・図書館
 対象：市内在住・在勤・在学

意見の提出方法：閲覧場所で配布する意見様式に必要事項を明記し、〒350-8601川越市役所環境政策課(郵送、ファクス可)
 *市ホームページからも、閲覧・意見の提出ができます。

意見の取り扱い

提出された意見および意見に対する回答は、次年度の年次報告書にて公表します。また、個人情報公表しません。

国民年金受給者・加入者が亡くなったら

市民課 ☎224-5764

手続きごとに受付場所が異なります。市民課(本庁舎1階)・ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)にお尋ねください。

国民年金を受給している方が亡くなった場合

「国民年金受給権者死亡届」の提出が必要ですが、また、死亡月までの年金の未支給分は、受給者と生計を同じくしていた遺族に支給されます。「未支給年金(保険給付)請求書」を提出してください。

国民年金の加入者が亡くなった場合

遺族基礎年金が受けられない場合

でも、寡婦年金や死亡一時金を受けられる場合があります。

寡婦年金が支給される場合

要件：第1号被保険者(自営業者など)としての保険料納付済み期間と保険料免除期間の合計が25年以上ある夫が、年金を受給しないまま死亡した場合

対象：要件を満たす夫と10年以上婚姻期間があつた妻

支給期間：妻が60歳から65歳になるまでの最長5年間

死亡一時金が支給される場合

要件：第1号被保険者として3年以上保険料を納付した方が、年金を受給しないまま死亡した場合

対象：要件を満たす方と生計を同じくしていた遺族

都市計画道路等の区域内における建築許可の見直し

都市計画課 ☎224-5945

都市計画道路の優先整備路線の選定に併せ、4月1日から、優先整備路線以外の都市計画道路等の区域内において建物を建築する場合の建築許可の基準を、現在の2階以下から3階以下に見直します。

詳しくは、都市計画課(本庁舎5階)へお尋ね下さい。市ホームページでも確認できます。

重度心身障害者医療費支給 制度について

医療助成課 ☎224-6195

身体障害者手帳1〜4級（4級は本人の市区町村民税が非課税の方）、療育手帳④・A・B所持者または後期高齢者医療広域連合による障害認定者などを対象に、保険診療による一部負担金などの医療費を助成しています。

助成には、受給資格の登録が必要です。まだ登録をしていない方は、障害の程度を証明するもの（身体障害者手帳など）・健康保険証・振込先口座の分かるもの・印鑑を持参し、医療助成課（本庁舎2階）で手続きをしてください。身体障害者手帳4級で、市が課税状況を確認できない方は、当時住民登録をしていた自治体の（非）課税証明書が必要です。

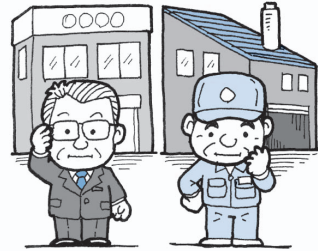
支払った一部負担金の助成を受けるには、川越市重度心身障害者医療費支給申請書・領収書の原本を、医療助成課・出張所・連絡所に提出してください（郵送可。郵送の場合は、〒350-8601川越市役所医療助成課）。申請書は、申請先で配布しています。なお、医療機関の窓口で一部負担金を支払った場合は、支払日から5年経過すると助成を受

けることができなくなります。

中小企業向け融資

産業振興課 ☎224-5934

市内の中小企業の経営の安定や設備の充実等を図るため、低利の融資制度を設けています。一部対象とならない業種がありますので、事前に確認してください。



申し込みには、取扱金融機関の事前調査が必要です。

- ① 特別小口無担保無保証人融資・中小企業一般貸付融資
限度額1250万円以内。
- ② 中小企業中口事業資金融資
限度額3000万円以内。
- ③ 中小企業認証等取得資金融資
ISOなどの認証取得資金が必要な事業主。
- ④ 新規創業者支援資金融資
市内で創業しようとする方。
- ⑤ 法人経営強化資金融資
スピードサポートが必要な法人事業主。
- ⑥ 小規模企業者セーフティ融資
限度額500万円以内。

市役所本庁舎の 耐震工事が始まりました

～窓口業務は通常どおり行います～

管財課 ☎224-5633

昭和47年に建設した市役所本庁舎は、旧耐震基準で設計され、耐震診断の結果、強度が不足していることが判明しました。このため、2月下旬から平成27年10月までの予定で耐震改修工事を行っています。

工事期間中、窓口業務は通常通り行いますが、出入り口や通路、駐車場の使用が一部制限される場合があります。工事の詳細は、今後、広報川越・市ホームページでお知らせする予定です。

なお、来庁の際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

西部地域振興ふれあい拠点の 街区愛称が決定！

愛称は「ウェスタ川越」

文化芸術振興課 ☎224-6157

平成27年春のオープンに向けて工事が進む、西部地域振興ふれあい拠点の街区愛称を募集したところ、1,223点の応募がありました。たくさんのご応募、ありがとうございました。

提案者

千原由美子さん（神戸市）

愛称の説明

ウェスト（西）とスタートを組み合わせた造語。埼玉県西部地域の振興・活動・にぎわいの拠点となるよう、明るい響きを考え、「ウェスタ川越」としました。

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- 平成25年分の所得税・贈与税の申告はお早めに 川越税務署 ☎235-9411
申告期限の3月17日(月)間近は混み合います。早めに申告しましょう。記載済みの申告書は、必要書類と一緒に郵送できます。
- 消費税率の引き上げについて 川越税務署 ☎235-9411
消費税率(国・地方)が4月1日から8%に引き上げられます。引き上げ分の消費税収入は、社会保障の充実および安定化の財源となります。消費税法の改正内容については、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ」をご確認ください。

4月1日から子育て支援サービスの利用方法等が変わります

子育て育成課 ☎224・5724

市では、安心して子育てができる環境づくりを支援するため、子育て支援サービスをを行っています。

より利用しやすくなるため事業の制度改正を行い、4月1日利用分から、利用方法等が変更になります。

病児・病後児保育

病気または病気回復期の子どもを、育児サポート アイアイ（古谷上・愛和病院内 ☎235・8926）、みついきッズケア（松江町一丁目・三井病院南側 ☎290・5551）で一時的に預かります。

改正点：同課での事前登録が不要となり、施設へ直接申し込み

改正後の利用方法：①施設へ電話で仮予約、②医療機関を受診し診療情報提供書の記載を依頼、③施設へ本予約し、申込書・診療情報提供書等を施設に提出、④施設に利用料を支払い

*利用の手引き・診療情報提供書・申込書は、同課、保育園、幼稚園、学童保育室で配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。

ファミリー・サポート・センター

地域で子育ての援助をしたい方（提供会員）と子育ての援助をしてもらいたい方（依頼会員）を会員とし、保育園などへの送迎や帰宅後の預かりなどの支援をしています（宿泊はできません）。

改正点：利用料金の減額▼提供会員・依頼会員の合意があれば、提供会員による車を利用した援助活動が可能

改正後の利用料金：平日午前7時～午後7時 1時間700円（1時間を越える場合、30分ごとに350円）▼土・日曜日、祝日、年末年始、右記以外の時間帯 1時間800円（1時間を越える場合、30分ごとに400円）▼送迎に車を使った場合 1回100円

*2人目以降は減額制度があります。

*実費等の支払いが必要な場合があります。

利用方法：川越市ファミリー・サポート・センター ☎225・3828（総合福祉センターオアシス内）に直接申し込み

子どもワイライクステイ/子どもショートステイ

保護者が就労や学校行事、冠婚葬祭、疾病等により養育ができない場合に、ひまわりルーム（笠幡・埼玉育児院内 ☎298・4251）で、平日夜間の一時預かりおよび平日の宿泊を伴う預かりを行います。保育所等への迎えも可能です。

改正点：同課への事前申請が不要となり、施設へ直接申請▼利用料は直接施設に支払い

改正後の利用方法：①施設に電話予約、②施設に登録書（年1回）、申請書を提出

*登録書・申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。

*4月1日以降の問い合わせは、こども安全課 ☎224・5821です。

年度替りの時期は窓口が大変混みあいます

市民課 ☎224・5742

3月中旬から4月上旬の年度替りの時期は、転入や転出などの届け出が多く、窓口が大変混雑します。市民課や南連絡所は、待ち時間が長くなるのが予想されます。住民票や戸籍に関する届け出は、お近くの出張所や連絡所でも受け付けできます。出張所や連絡所の場所は、川越市民のしおり・市ホームページでご確認ください。

*本川越駅証明センターでは、証明書の発行のみ受け付けできます。転入・転出などの手続きはできません。

第2・第4土曜日は開庁しています

3月の土曜開庁日は、8日と22日です。

開庁時間：午前8時30分～正午

開庁場所：市民課（本庁舎1階）・收税課（本庁舎2階）・南連絡所

開庁窓口

取り扱い業務
住民異動に関する届け出（転出・転入・転居・世帯変更など）、戸籍に関する届け出（婚姻・出生・離婚・死亡・転籍など）、印鑑登録、市民カードに関する手続き、住民票の写しの交付、戸籍の全部または個人事項証明書（戸籍の謄本または抄本）、身分証明書の交付、印鑑登録証明書の交付、住民基本台帳カードの交付
*戸籍の届け出や住民異動届の受け付けなどで他の市区町村などに問い合わせが必要な場合は、当日の証明発行はできません。
*3月8日（土）、市民課では、確定申告の電子証明書発行・更新手続きが可能です。

課税・所得・非課税証明書の交付

*営業証明書の取り扱いはできません。

納税証明書の交付

固定資産税に関する証明書の交付

*住宅用家屋証明書、固定資産家屋課税台帳登録証明書（所在証明）の取り扱いはできません。

市税（国民健康保険税を含む）の納付、納税証明書の交付、納付書の再発行、納税相談

收税課